

福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金

令和 8 年度 募集要項

令和 8 年 4 月

福井市

1 目的

福井市では、支援対象児童等（要保護児童対策地域協議会が支援対象として登録しているこども、市が見守りを必要と判断したこども及び子育て家庭・妊婦等）の生活実態の把握と見守り体制の強化を図り、児童虐待を未然に防止するため、居宅訪問による食事の提供及び状況確認を行う民間団体等に対して、その運営に係る費用の一部を補助する事業を実施します。

本募集要項では、令和8年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付要綱（以下「要綱」）に定める概要の他、必要な事項を定めます。

2 募集期間

令和8年4月1日（水）～4月30日（木） 17時まで

3 補助対象期間

補助金の交付決定を受けた日以降～令和9年3月31日（火）

4 補助上限額

補助上限額は、1団体250万円

補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てとします。

同一団体が同一の場所で同一の人員でもって複数の事業を実施している場合及び同一団体が複数の場所で同一の人員でもって同一の事業を実施している場合は、サービス提供が一体的になされているとみなし、1事業として取り扱います。

予算の範囲内において補助するため、申請多数の場合は、補助事業の趣旨に鑑み、補助金が一部交付や不採択となることもあります。

5 補助対象事業

補助対象となる事業は、訪問により支援対象児童等の状況を把握し見守りを行う活動を実施する場合で、次の要件を全て満たす事業です。

（1）対象事業について

支援対象児童等の居宅を月に2回以上訪問するなどして、以下のアを実施し、必要に応じてイからキを実施すること。

ア こども等の状況の把握

イ 食事の提供（弁当の配達等を含む。）

ウ 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導

エ 学習習慣の定着等の学習支援

オ 食材やおむつ等消耗品の提供

カ 子育てサービス等の情報提供

キ その他市長が認める支援

(2) 個人情報の取扱いについて

個人情報の保護に関する法律を遵守し、直接又は間接的に知り得た個人情報の第三者への提供や目的外使用を行わないこと。

(3) 他の補助金との併用について

国、地方公共団体その他これらに類するものからこの要項による補助金以外の補助その他の給付を受けていないこと。(一部例外有。)

(4) その他

- ア 食事の提供に当たっては、衛生管理やこどもの食物アレルギーの有無等に十分配慮すること。
- イ 食中毒や交通事故など不測の事態によるけがに対応できる保険に加入するなど、必要な補償対応ができる体制を整えること。
- ウ 継続した取組であること。
- エ 見守り活動に係る食事等の費用は無料とし、営利を目的とした事業でないこと。
- オ 政治的活動又は宗教的活動を目的とした事業でないこと。
- カ 法令及び福井市の条例、規則、その他の規定を順守すること。

6 補助対象団体

福井市内に活動拠点のある団体・グループが対象です。

法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。

また、以下に該当する団体は対象外になります。

- ・ 団体の構成員（法人の場合は役員）に暴力団員等を含む団体
- ・ 活動内容が公序良俗に反する団体

7 補助対象経費

費目	対象経費
人件費	・ 居宅訪問やこどもの状況把握等を行うスタッフの人件費等
通信費	・ 携帯電話や ICT 機器等の通信費用
賃借料	・ ICT 機器（パソコン、プリンタ、タブレット等）のリース費用
需用費	○食糧費 ・ 食事（お弁当）や食材の提供に係る経費 （弁当一食あたり 1,000 円を超える額など、通常より著しく高額と判断される経費は対象外とする。） ○消耗品費 ・ おむつ等の生活に必要な消耗品の提供に係る経費 ・ 学習習慣の定着に必要な教材費

	○燃料費 ・ 居宅訪問や食料品などの配送に係るガソリン代
保険料	・ 食中毒や交通事故など不測の事態によるけが等に対応できる保険等
その他経費	・ 事業の趣旨に合致し、福井市支援対象児童等見守り強化事業の実施に関し特に必要と認められる経費

補助対象経費は、事業の実施に最低限必要なものに限ります。また、令和 9 年 3 月 3 1 日までに納品等と支払いが完了する事業にかかる経費を対象とします。

以下の経費については対象外とします。

- ・ 団体等の経常的な経費と区別ができない経費
- ・ 事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費
- ・ 団体等の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、接遇に係る経費
- ・ 通常より著しく高額と判断される経費
- ・ 備品の購入にかかる経費
- ・ その他補助対象とすることが適当でないと判断される経費

8 申請方法

以下の申請書類に必要事項を記載いただき、福井市こども家庭センターへ持参又は郵送により提出ください。

なお、申請に要する経費は、すべて申請団体の負担とし、提出いただいた書類は、選考結果にかかわらず返却いたしません。

- ・ 令和 8 年度福井市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付申請書(様式第 1 号)
- ・ 事業計画書 (様式第 2 号)
- ・ 事業予算書 (様式第 3 号)
- ・ 団体等の規約・会則、役員名簿 (様式任意)
- ・ 団体の概要や事業内容が分かる書類 (任意様式)
- ・ 暴力団排除に関する誓約書 (様式第 4 号)
- ・ 個人情報保護に関する誓約書 (様式第 5 号)

上記以外に、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

9 審査・交付決定

申請いただいた書類を基に福井市支援児童等対策事業補助金交付団体選定審査会において審査し、補助金の交付可否と交付予定金額を決定し、申請団体に通知します。なお、審査会ではヒアリング (面接) を行います。

10 実績報告等

以下の書類を提出してください。

また、補助金の支払いは口座振込で行いますので、団体名義の口座をあらかじめ開設してください。

(1) 決定後提出すべき書類

支援対象児童等登録簿（様式第 1 4 号）

提出にあたっては、福井市と補助団体で事前の協議を行い、支援対象児童等の選定の上、作成・提出をお願いします。

その後に支援対象児童等の増減等内容に変更があれば、適宜修正・提出してください。

(2) 毎月提出すべき書類

月報告書（様式第 1 5 号） 支援対象児童等訪問記録（様式第 1 6 号）

事業開始後、月ごとに作成し、翌月 1 0 日までに福井市に提出してください。

なお、当日の支援対象児童等の様子や状況について気になることが確認された場合は、遅滞なく福井市へ口頭報告のうえ、後日月報告書にて改めて報告してください。

(3) 事業終了後に提出する書類

ア 令和 8 年度福井市支援対象児童等見守り強化事業実績報告書（様式第 1 7 号）

イ 年次報告書（様式第 1 8 号）

ウ 事業決算書（様式第 1 9 号）

エ 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し

（日付、宛名、領収者(申請団体名)、品名(但し書き)の記載が必要です。また、原則、日付は補助金申請年度のもの(年度が異なる場合は要相談)に限ります。）

オ 事業の実施状況が分かる資料

上記以外に、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

事業完了後 1 4 日以内に提出してください。

補助金の支払いは、原則として年度内最後の事業完了後ですが、自己資金がない等の理由により、特に事前に必要と認められる場合は、補助金交付決定の一部（5 分の 4 を上限）を概算払として事前にお支払いすることができます。あらかじめ、概算払請求書（様式第 22 号）を提出いただく必要がありますので、申請時にご相談ください。

11 交付の取消

以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の取消や、交付額の変更、補助金の返還請求を行う場合があります。

また、それに伴う申請者が被る損害について、福井市は賠償いたしません。

- ・ 補助金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- ・ 交付の目的以外に補助金を使用したとき。
- ・ 補助決定後に、事業の変更又は中止を行ったとき。
- ・ 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。

- ・ 要綱及び本募集要項に違反したとき。

12 その他、申請に当たっての留意事項など

(1) 補助決定後の事業の変更や中止については、書類提出（変更交付申請書（様式第 9 号）又は事業中止・廃止承認申請書（様式第 1 2 号））により、あらかじめ福井市の承諾が必要です。ただし、助成目的達成のため、又は助成目的に影響を及ぼさない範囲で行う、以下の軽微な変更については、書類提出は不要です。

軽微な変更

- ・ より効率的、効果的に事業を実施するための事業内容の細部の変更
- ・ 補助対象経費総額の 2 0 パーセント以内の減額に伴う変更
- ・ 補助対象経費総額の変更を伴わない経費配分の変更で軽微なもの
- ・ 交付決定額の変更を伴わない、補助対象経費総額の増額

(2) 活動の実施状況について、補助対象期間終了後も含め、必要に応じてヒアリング等を行うことがあります。

(3) 交付の決定を受けた団体等は、事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、証拠書類（計理関係書類、支援対象児童等登録簿ほか）を整理し、これらの書類を補助金額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間保管してください。（補助金の適正支出等の検査のため、閲覧・提出していただく場合があります。）

(4) 消費税等について

消費税法における納税義務者となる補助事業者については、対象経費から消費税等相当額を除外して補助金額を算定し、申請または報告してください。

ただし、課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者については、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した時に、別記様式第 23 号により速やかに市長に報告し、市からの返還の請求に従ってください。

詳細については要綱にてご確認いただくか、こども家庭センターの担当までお問合せください。

13 担当部署（提出・問合せ先）

福井市こども未来部こども家庭センター（福井市健康管理センター内）

〒910-0853

福井市城東 4 丁目 14-30

電話：0776-20-5337

電子メール：Email:kodomokatei@city.fukui.lg.jp